京城新報

人の一生は重荷を負ふて遠き道を行くが如し急ぐ可らず

明治四十三年 紀元二千五百七十年

本紙定價 ▲一枚金二錢▲一ヶ月前金卅五錢▲三ヶ月前金壹圓▲六ヶ月前金貳圓▲郵税一ヶ月十五錢

月曜日及び大祭日の翌日は休刊（日刊）

廣告料金 ▲五號活字十七字詰一行一回金五十錢▲雜報欄特別廣告五號活字十七字詰一行金七十五錢

發行兼編輯人 高木久馬太

印刷人 松久神一郎

京城西署西小門通（電話六六三）

發行所 京城新報社

漢城より

（十五日）　熊浦逸人

▲京城日本人商業會議所及朝鮮人側商業會議所は共に近々解體し、連合して實業會を組織せん筈なりとの報に接す、これは半島併合の結果、内地人と半島人との利害關係が殆んど一致する迄に接近し來りたるを以て、連合して事を圖るの必要あるが爲めにして、而して組織さるべき實業會は當局者が産業上の諮問機關たらしむる希望なりといふ

▲吾等は聞くが如き實業會の組織を歡迎せざるに非らず、然れども商業會議所の解体は時と處を辯へざる處置なりと信ず、何となれば内地人も半島人も共に帝國の臣民たる以上は、其が利害關係の途に一致すべきは云ふ迄も無けれども、今や半島人を以て、内地人の組織せる商業會議所の業務に與かり得るものと思ふは、併合の成りたる嬉しさに浮かれしやんすの觀無からずや、

▲今更說明するにも及ばぬことながら抑も商業會議所なるものは、文明國の經濟界を指導するの機關たり、朝鮮人が此の度日本帝國の臣民となりたればとて、急に我が經濟界の指導機關に參與する程の智識を拾得したりとも覺ぬず、去れば産業上内地人と半島人との共通の利益を圖るの機關として商業會議所ならざる實業會の如きは洵に善き思ひつきながら、内地に籍を有し、財産を有し、親類縁者を有し、墳墓を有し、取引先を有する京城在住の内地人は、自ら半島人と異りたる點に於て經濟上の交渉を有するに依り、其の半島人と共通ならざる利害の存在するや言を俟たず、果して然らば半島人の參議すべき實業會の手に斯る料理をまでも委することは頗ぶる沒分曉なる始末なるを思はしむ、日本人商業會議所即ち内地人商業會議所は、其名目よりして今日の成行を豫想して命名したるものゝ如く思はれて、吾等は其の解體の甚だ理由無きを信ずるもの也、或は商業會議所の名に蒼蠅き文句があらば、唯其實を存じて名を改むるも可なり、而して願はくば現在の商業會議所の業務よりも少しく卑近にして實際的ならしむれば一層可なり、兎も角も商業會議所の組織を解かずして換骨脫體以て時勢即ち半島在住の内地人に適應すべき一種經濟界の指導機關として存在せしむるの要ありと思ふ、否乎。

滿洲の將來

左は獨逸海軍省より出版する「ナウチイクス」中に掲げたる論文中より摘譯せるものなり

滿洲の經濟的價値は主として農業的生產力に於て存す随つて滿洲は先天的に支那民族將來の發展地たり日露兩國人は縱令政治上何等妨げを受けざるとするも當國民の移住に依りて滿洲に殖民する事能はざるなり既に日本に直屬し且つ其自然的關係の決して不良ならざる北海道に於ける農業的殖民事業さへも其進步頗る遲々たることは吾人の普く知る所なれば將來日本が殖民上注意するに足るべき程に多數の農民を滿洲に移住することの不可能たり又露西亞に至りては固より論外なり之に反して清國は其國内に於て既に多數の過剩民を有すれば從來人煙稀なる滿洲の各地方に向つて今後益々移民を送り得べきなり此の政策は日露戰爭の終末以來清國政府の熱心に企圖せる處にして今後十箇年間に於て滿洲は恐らく全然清國人の移住地となり比較的稠密なる人口を有するに至るべし之れと共に同地方は凡て東亞に於て商業上の利害を有する國民に取りて次第に經濟上の價値を增進すべきなり現今最も熱心なる活動を試むるものは日本人の外に米國人あり彼等は滿洲の發展に應じて自國物資の販路を開拓せんことを計り之れが爲め米國は其日本たると露國たるとを問はず滿洲内にたける政治上及經濟上の特權を主張するものに對して極力抗議を提出し又は之を殺滅せんとしこれによりて自國民の利益と共に清國民の利益をも進めんとせるは注意すべき事項に屬す

今後の朝鮮鐵道

朝鮮鐵道は遠からず鐵道院の管轄を離れて總督府の管掌に歸すべきが現今の鐵道は京釜京義の幹線以外には來る十月竣成開通すべき平壤鎭南浦線及將に起工せんとする三南、京元の二線に過ぎざるが寺内統監着任の當初より深く交通機關の開發に意を注ぎ特に大屋長官に命じて朝鮮全國に於ける今後敷設すべき鐵道計畫を立案せしめければ鐵道當局者も種々熟考協議し五十年計畫を以て朝鮮全般に普く鐵道を貫通すべき設計をなし復命したる由なるが其主なるものは京元三南線に引續き起工する清津、會寧線にして次に木浦、馬山に至る三南沿海線及元山、清津間の北咸沿岸線なりとす尚平壤元山を通ずる線路も將來必須の要路として計畫されて居るとのことなり目下稻垣技師一行をして實査せしめつゝあるは清津會寧線にして這は前年寺内統監が陸相として親しく視察されたる處なるを以て鐵道當局者に於ても杜撰の報告に陷らざる樣深く注意を拂ひ特に急ぎ調査せしめし次第なりと云ふ

●正誤● 昨紙本面韓國鐵道とありしは朝鮮鐵道の誤植

俳句

漢陽吟社句集　花麗園主人選

礎を遺して萩の花白し　萩月

ゆるゝ度月やこぼれぬ萩の露　半水

旅の夜の砧あはれに更にけり　都天女

山越せば谿から響く砧かな　鈍蝶

月の出に向へて打ちぬた哉　其月

轉寢のまくらに響きぬた哉　一水

我しらず〳〵暮けり萩の路　朝松

夜は萩の花から明る庵り哉　其月

萩の花主は園女か知月尼　一水

月の出やまつ影さしく白書院　其月

○新刊紹介

▲政友　一二一號九月十日發行（東京芝公園政友會々報局十五錢）

▲法政新聞　二十一號九月十日發行（京城廣川町五同社十二錢五厘）

▲東京經濟雜誌　一五五九號九月十日發行（東京京橋區彌左衛門町七同社十二錢）

▲新公論　暗黑號再版九月一日發行（東京本鄕東片町一一八番地同社十七錢五厘）

講談　大岡政談　越後傳吉

第七十六回　旭堂南陵講

與「確乎しろれせん、待て、そんな覺束ない足で何して庄左衛門やれはやが



討る庄左衛門やれはや年齢こう取つたれ、なか〳〵確乎して居る、そんな身ぢやア殺されらい、コレ、叔父が付つてるから確乎しろ　仙「ハイエ、妾等旦那どんが有罪と決つたら、庄左衛門、はやが殺したんだから、助けて置けねへ　與「マア確乎しろ、乃公に萬事任せろ、突然當人の衣類を着更へさせどきに、叔父が手から湯巻を前から一枚と後から一枚さした、これは與兵衛が深い思慮のある處で、さんな事でた仙が縛り殺されるか分らない縛り殺されたときに湯巻が一枚だと婦人といふものは脛を現はすどいふのはこの上もない恥辱、さういふ惡ひがないやう、前後から一枚づゝ湯巻をさした、それから貳拾兩の金子をばれせんの懐中にグイと入れさし自分も一寸十兩ばかり入れて、確乎帯を締めてやつた　仙「叔父はん何を持て旦那どんの敵討をするだね　與「刄物は乃公を持てる、宜いから心配するな、この水を一杯飲みなとグイと一杯水を飲した　仙「叔父さんこれから行くのは庄左衛門、れはやの二人を殺しに……　與「サア庄左衛門、はやを殺すのは刀も何も入りやアせん、この叔父が乗込まないでも殺されるんだ　仙「ハイ　與「旦那どんを寃罪に落したのは郡奉行の黒崎伴右衛門　仙「ハイ　與「其奴を殺すんだ　仙「叔父さん、殺すのか

與「さうだ、サア駕籠に乗れ、刄物でこの叔父が考へがあるからマア駕籠に乗れ、その氣になつて駕籠に乗れ　仙「何處へ行くんだね　與「何處でも宜い、その氣になつて駕籠に乗れ　仙「ハイ　與「大きに若い衆御苦勞、身体がヒヨロ〳〵して居て轉がりだすから、垂を下して三ツほど繩を卷いてくれ　若「畏まりました、せんの身體を駕籠に乗せ、當人の氣を鎭めさしておいて、垂を下しグル〳〵と上から三ツ四ツ繩を卷きつけ、後は家の者に頼んで置いて與兵衛はこの駕籠に附添ひながら出掛ました、ドシ〳〵ドシ〳〵駈さすのは何方へ行くのか、夫

はさてれき悪人の方でも[illegible]の油断をしないでは、[illegible]郷中村居與兵衛の腕前な[illegible]へ黒崎伴右衛門も役人の[illegible]屋が寶田村に入つて來[illegible]傳吉に牢内で面會した[illegible]から直に庄左衛門を呼[illegible]ならぬぞ傳吉の家の様子[illegible]といふたから庄左衛門[illegible]の様子を考へてるとれ[illegible]せて與兵衛が附添ひな[illegible]こりやア何ぞ仕事をす[illegible]直ぐに郡奉行黒崎の家[illegible]左衛門がこの話をする[illegible]崎伴右衛門、暫く考へ[illegible]シ、其方は歸れ、これ[illegible]衛といふ奴は物凄い腕[illegible]んな事を仕出かすかも[illegible]白狀した様子から見る[illegible]せば二十日以上といふ[illegible]牢内に置く、その間に[illegible]事をする積りだらう、[illegible]れると此方の悪事が露[illegible]伴右衛門の一命がない[illegible]なした、こりやア明日[illegible]の首を斬てしまはねば[illegible]には伴右衛門も郡奉行を[illegible]得たもの、早々仕度を[illegible]城主戸田能登守様の家[illegible]といふ方に面會いた[illegible]門申上げます　釆「何[illegible]名主傳吉が嫉妬の心[illegible]主庄左衛門の倅庄蔵[illegible]泉礒にて殺し、[illegible]取り隠し候始末は、[illegible]び、爪印口書斯の通り[illegible]然らば昨日白狀いたし[illegible]だ刑を行ふ日限には候[illegible]傳吉といふ奴は悪人で[illegible]善人を装ひ、村内の[illegible]ば取入れ、何彼の折に[illegible]にいふ大慾は無慾に[illegible]爛て、事を起させんや[illegible]も愚なる百姓士民と[illegible]を知らず、表面に善[illegible]し、郡奉行役人に何か[illegible]非道な處刑にでも行[illegible]へ、村内寺院神社等[illegible]ぬ暴動のみいたし居[illegible]までも御牢内に置く[illegible]の者が徒黨をいたし[illegible]たさんも知れねば、[illegible]も、明早朝泉礒に[illegible]彼さへ死するならば[illegible]ゝ靜まるか存じま[illegible]を願た」と異らし[illegible]

京城新報

中央集權の復習は愚なり

地方分權の急務

昨本紙記載の總督府官制草案に依れば朝鮮の行政機關として總務部、法制部等の八部が置かれるやうだ、之れを以て見れば同府の組織尨大且復雜なる恰も一獨立國政府の如きものを形成するやに察知せらるゝ。

余輩は寺內將軍が其の統監就任に先だち、半島の行政機關を單純にせねばならぬと主張せられたる由を聞いた、而して將軍の來任に際りては其の自家の理想より成れる官制案をさへ齎されたると聞いた、然るに石塚參與官の携帶東上したる官制草案は、將軍の理想とは頗ぶる徑庭あるものに成つたやうだ、余輩は、將軍が何故に當初の成案を變更されしかの理由を知るに苦しみ且つ其の理想を實現するの果斷を阻める或ものゝ存在せしを將軍の爲めに惜むのである。

其は兎に角、今傳へられたる新官制草案の見せるが如き、行政機關の尨大復雜なるは抑も何を意味せりとするぞ、余輩は總督府が政務の大小一切を擧げて之れを直轄するもの、即ち謂ふ所の中央集權を實行せんとすと判斷する、若し將軍にして果して中央集權を理想とし最善の方法と信ずるならば或は之れを實行するの可なるやも知れず、併しながら善政を全半島民に布き、半島の開發を完からしめんとせば中央集權は蓋し最も可なるものでは無い、何人も知悉する如く半島に於ては、李朝の初めより極端なる中央集權の政治を施した、我が統監政治も亦等しく中央集權的の施政を試みた、其結果既往五百年間、統監政治の五年間、共に京城には種々の行政機關備はれるにも拘はらず地方には地方行政の機關らしき機關は殆んど無かつた、而して又共に成功したりとは云へぬ、設し半島を以て古昔のカーセーヂの如く城廓の外は唯貢を納れしむるのみ、眞の政治は城內に於てのみ行へは足ると云はゞ言議の餘地は無い、然れども誰れも、爾かく强辯する者あるべくは覺えぬ、況んや寺內將軍は就職の初めより地方の開發を念とすと云ふでは無いか、地方の開發を急とせば施す處、地方の安寧を保持し交通機關を設備し、產業を開發し若くは教育を普及する等誠に多事多端である、而かも朝鮮政府時代の如く、統監政治時代の如く、一々之れを中央に於て企劃し、施行することは固より不可能事と云ふべきである、故に必ずや地方行政機關が完備されねばならぬ、否らざれば將軍如何に地方の開發を念とすとも遂に其の目的を達することは出來ぬ、余輩の贅する迄も無く、我內地に於て今日の如く地方の開發されしは嚮昔封建制度の餘澤則ち地方分權が行はれたる爲である、地方分權行はれて一地方の進步發達は、其地方の責任とするに於て其の著しき効果を收むるものである、斯くて全國の開發が成されるのだ、然るに之れを是れ爲さざるのみならず、中央の機關大なるが爲めに地方より徵收したる稅金をば重に中央に於て費消し、費途の分配が地方に及ばさすむば地方の開發は得て望むべからずである、譬へば彼の舊岡山藩領の有名なる治水工事の如きは、熊澤蕃山の適當なる設計に因るとは云へ、實は地方分權の賚では無いか、假りに當時中央集權の下に在りたらんには、岡山なる一地方の水害の如きは、左程の痛痒を感ぜずとして或は放擲されたものだ、例を引けば半島に於ても適切なるものを得られる、开は半島が古代に於て進步したりしも現今の如き疲弊衰微の狀態に在るは、全く封建時代即ち地方分權時代を經過せざりしが爲めで、半島の治水事業などの一つも見るべきもの無きは中央政權の兎角地方の事に迂遠にして且つ之れを疎外せるに因ることを見るのである。

要之、半島今後の發達は地方の開發を以て第一とし、地方の開發は差當り、寧ろ極端なる地方分權の制度を立つるを必要とする。中央にのみ尨大復雜なる行政機關を形成して、法律命令を地方に雨下すとも地方の開發は出來ぬ。余輩偶新官制の內容を傳へ聞き、將軍が前統監及前々統監の轍に倣ひ、中央集權、換言すれば恐るべき京城政治を行ふべく準備しつゝあるに非らざるやを虞れ、杞憂の餘り一言すること爾り。

東京電報

▲皇后陛下の行啓

皇后陛下には明十七日午前十時三十分上野公園日本美術協會列品館にて開催中なる東京彫工會競技會に行啓あらせらるゝ旨仰せ出さる(十六日)

▲臺灣官吏の交迭

拓殖局並に臺灣總督府官吏に左の如く交迭ありたり(同上)

任拓殖局第一部長(二等)　臺灣總督府殖產局長　宮尾舜治
任臺灣總督府財務局長(二等)　法制局參事　中川友次郎
鐵道院參事　高田元次郎
任臺灣總督府殖產局長(二等)　釜山理事廳理事官　龜山理平太
任臺灣總督府內務局長(二等)　拓殖局書記官　江木翼
免拓殖局第一部長事務取扱　臺灣總督府內務局長　川村竹治
同　參事官　山田新一郎
休職仰付らる

▲曾禰子葬儀變更

曾禰子の遺骨本日着京親戚知人儀仗兵等附添ひ自邸に入れり葬儀は十九日に變更されたり(同上)

▲不逞鮮人の窮狀

拘引されたる在浦鹽の排日不逞朝鮮人は六名の外放還されしも露國官憲の壓迫極度に達す(同上)

▲列車新聞の好蹟

西部鐵道管理局は梅田驛を本部とし馬場、京都、園部、綾部、神戶、廣島、岡山、姬路、糸崎、三田尻、下關、奈良、龜山、山田の各驛にて事件發生次第各支部に打電列車內に專問車掌をして新聞を發行せしめたるが成績頗る良好なり(同上)

▲西博の規模擴張

第一回西伯利亞博覽會は目下盛に準備中なるが出品申込意外に多きを以て豫定の規模を擴張する事となれり(同)

▲議院新築費豫算

來年度に於て議院新築費として豫算に計上されたる金額は七十萬圓にして右は敷地の準備及臨時設計諸經費に充當すべし(同上)

▲剩餘金割當問題

大藏省主計局にては明年度豫算の審議に忙はしく今日の處四十二年度剩餘金三千萬圓內外にして之れに明年度自然增收額約千五百萬圓なるが如何に之れを割當つべきかゞ其後の問題なるべし

▲井上大使の消息

同大使は九月十二日莊嚴なる儀式を以て副大統領に會見せるが智利國政府は頗る好遇して款待遺憾なし同國新聞紙は我國の厚意を謝せり(同上)

▲平井副總裁歸期

萬國鐵道會議に參列の爲め渡歐せる平井鐵道院副總裁の一行はブラッセルに於ける會議參列後谷國を經て來る十一月下旬歸朝すべし(同上)

▲明年航路補助額

遠洋航路補助法に據り明年度補助航路は歐洲、北米、南米の三線にして其の補助額は八百三十六萬九千九百二十六圓也

桑港電報

▲米人と黑人軋轢

パナマに於ける米人と黑人との軋轢は今後の經過如何によりては開鑿工事に惡影響を及ぼすべしと一般に憂慮しつゝあり(同上)

北京電報

▲米國陸相の消息

米國陸相ヂッキンナン氏は去る十日上海に到着同地出發北京到着の上米國公使の賓客として九日間同地に逗留し二十六日出發西伯利亞線を經て歐洲に赴くと(十六日)

雜報

新官制の發布期

新官制に關し報の如き去十三日の閣議に上り同日は何等の決定を見ざりしも引續き討議中なるが右は遲くも十月一日頃發布の運びに到るならんと云ふ尙ほ聞く所によれば同草案は初め法制局に於て作成せしも朝鮮の民度に合せざる點多く是れが爲め大に實情を斟酌し修正を加へたりと云ふの說あれど开は無根の虛說にして最初より悉く統監府に於て作成せるものなりと當局者は語れり

今後の稅務機關

稅務機關の改善は豫ての宿題にして曩に地方行政調査委員會に於ても特に甚大の注意を拂ひ研究を遂ぐる處あり元來納稅に關する朝鮮人の觀念は尙ほ甚だ幼稚にして義務と誅求とを穿き違へ居る爲め或は增稅を行ひ或は又新稅を課し若くは又不均衡を矯正するが如き事あれば直ちに反抗の氣勢を示めしたる例從來勘からざるなり故に徵稅機關の改善は之を過去の經驗に徵し又朝鮮人一般の觀念に見るも緊要の事項に屬し決して忽にすべからざるを以て新官制の該機關は最も此點に向つて一大斧鉞を行はるべし則ち從來は總稅務司以來の慣行により度支部直轄の下に七箇處の稅務監督局を設け其下に稅務署を配し全然特立の制度たりし爲め往々所在地方廳との連絡保持の上に於て尠からざる不便支障あるを見たり而して稅務機關の獨立は吾が內地に於ても近年の施設に係り其以前は府縣に收稅官を置き收稅事務は擧げて之に管掌せしめたるなり今之を朝鮮に見るも直ちに內地と同一制度を執るは尙ほ早きに失するを以て今後は道廳に其一課を設け純然統一を期すべしと云へり

●宣教師大會の議題

旣報の如く開城宣教師大會は十六日より開始せるが出席者はメソヂスト教外國宣教師四十四名、本部より特派のビショップ、フォッス氏も臨席せり議題は信徒減少に對する善後策朝鮮人の布教に就ては獨り精神的教化のみを以て足れりとする能はざれば同時に物質的教化を施す事、其第一策として慈善病院を十三道各地に設置する事、第二策として教會附屬學校を擴張增設する事、從來排日系のものか政界上信徒となるも尠からぬが此場合斷然是等の徒を排斥して日本政府の方針に悖らざる事、本年度會計報告、來年度豫算及び布教計劃等にして來廿日閉會の筈なりと

●新官制と豫算問題

併合條約施行の際は過渡期の臨機處分として統監府は其儘存置し總督の職務は統監をして之を行はしむる事とし爾來總督府新官制を編成して目下廟議の決定を待ちつゝあるが右官制施行の上は直ちに豫算の形式に變更を要するを以て統監府及警務總監部並に其他存設さるべき各部は十月一日より十二月末日の豫算を制定して憲法第七十條に依る財政上必要處分の御裁可を仰ぐ筈なり則ち現在施行の豫算は八月二十九日勅令第三百二十六號に依り舊韓國政府の豫算を其儘襲用せるものなれば更に新官制に對し同一處分を要する次第なりと云ふ

●解散後の結社名簿

解散を命ぜられたる各結社は既報の如く十五日より解散後の整理を了し夫れ／＼所屬當該官憲に屆出でつゝあるが其際同時に提供せし會員名簿なるものを見るに其團員は左の如し

國民同志贊成會　四百六十名
國民協成會　二百二十四名
儒生協同會　七十三名
合邦贊成建議所　二百一名
進步黨　五百名
政友會　四百六十名
平和協會　一千名

之に由て見るも彼等朝鮮人の政黨なるものは從來兵百萬と號す底の三國誌的虛勢を張り居たるを見るべし尙ほ西北學會及朝鮮協會は十六日中に屆出である筈なり

●兩宮官制と宮內省

昌德宮及德壽宮兩宮官制は總督府新官制と共に石塚參與官携帶し宮內省へ廻付せるが其內容は素より吾が皇族宮と同一制度に據り難き事情あり故に特別の制度を立て其威嚴及名譽を保有せしむべし則ち朝鮮の習俗に應じたる者也と

●耆老所回復と元老

過日李裕元、金聲根氏等の名義を以て耆老所回復の上書を統監府に差出したる由なるが右兩氏は之に付き何等の相談をも受けたることなく全く連名中の尹某の獨斷にて上書せしものなりと

●參與官會議の例會

十六日午前十時半より統監府に於て參與官定例會議を開き寺內統監、有吉總務長官、倉富、荒井、木內、小松、俵、宇佐美、國分各參與官大屋、池田兩局長明石警務總長兒玉秘書官等出席せり

●新地方長官の人選

新官制の發布と共に夫々選任せらるべき地方長官の人選は目下內地の地方長官より詮衡中なるが今度休職となりたる臺灣總督府參事官山田新一郎氏某地方長官に任命せらるべく尙大島久滿次氏來任說は何等かの誤聞なりと

●實業家懇親會期

日本人側及朝鮮人側兩商業會議所の發起せる實業家懇親會は相互非常の熱心を以て計畫せられつゝありしが其開期は九月二十日午後六時より京城ホテルに於て催ふす筈なり

●龜山局長の赴任期

釜山理事官より臺灣總督府內務局長に榮轉せる龜山理平太氏は目下來京中なるが十八日朝出發釜山に歸り事務引繼を終り來る三十日釜山出發一應東上し來月上旬臺灣に赴任すべしと

●東拓副總裁の解職

東洋拓殖會社に於ては今回の併合と共に韓國政府を代表する者の不必要となれるは當然にして副總裁閔泳綺氏は近々解職せらるべき筈なりと

●趙元農相等の出發

元農相趙重應氏は既報の如く曾禰子爵の葬儀に參列する爲め國分哲氏同行十六日午前九時南大門發東上せり停車場には元大臣及其他の高官數十名見送り

●各取締規則の審議

警務總監部にては銃砲火藥取締規則代書業取締規則燃物取締規則其他數件を發布すべく審議中なり

●新拾錢銀貨の到着

新鑄造の十錢銀貨十五萬圓は去る八日付にて韓國銀行に到着せり

●釜山理事官の代理

龜山釜山理事官轉任に就き大邱理事官能勢辰五郎氏代理を命ぜらるべしと

●松本部長歡迎會　度支部高等官の重立たる人々主催となり目下入京中の松本專賣部長を十七日京城ホテルに招待して歡迎の宴を催ふす筈なりと云ふ

●南大門驛乘降客　十五日の分如左
乘客　八二〇　下車客　七二一
乘車賃金　二〇四、一〇八

●南大門荷物扱高　十五日の分如左
發送　六一屯　到着　五八七屯
發送賃金　四三八、五四

●龍山驛乘降客　十五日の分如左
乘車客　一九六　下車客　一九八
乘車賃金　二七七、四七

●龍山驛荷物扱高　十五日の分如左
發送　三屯　到着　九〇屯
發送賃金　四五、三四

公人私人

▲松本重威(大藏省專賣局部長)　十五日妹尾書記を隨へ入京巴城館に投宿
▲川村桃吾(東亞煙草會社支配人)同上
▲今井武八(元山農銀支配人)同上出發
▲水谷萬吉(海軍中佐)　十五日平壤行
▲前川益則(鑛山工業學士)十五日出發
▲山下義親(東京高等師範講師)　同上
▲高野佐三郎(同上)　同上

▲京城手形交換高▼

九月十六日　金高　六八、四八八、八七　枚數　二九五

▲仁川米豆取引所▼

△前場(十六日)　十月限二節九圓六十錢▲一方出來高五十石▲十一月限一節八圓八十錢七十七錢六錢七錢八錢六錢五錢三錢四錢五錢▲二節七十四錢五錢三錢五錢▲三節七十五錢六錢▲一方出來高六千三百石

▲大阪期米電報▼

▲前場　九月寄十四圓二十一錢▲十月寄四十七錢▲十一月寄五十九錢

▲仁川港の出入船舶▼

△山東丸　十七日神戶より入港
△福州丸　同　大坂より入港

曾禰前統監を懷ふ

水浪生

曾禰前統監が薨去された、各新聞が子爵生前の逸話問題を載せる、本紙も何か載せたいと思ふがドウも々子の得やうがない、仍つて借上とは思ふが逸話代りに子爵と記者との交涉を書かう▲記者乃ち水浪生が始めて曾禰子に面識の榮を得たのは明治三十二年の秦で場所は東京烏森の湖月、席は貿易協會の總會であつた、當日の演說者は時の農相松方伯と農相たりし曾禰子及び記者との三八であつた▲曾禰子は其時司法大臣を止めて農相に成つた許りであつた、記者は海外貿易、取分け輸出品の荷造に就いて子爵と一場の議論をした法相から農相になつた許りでありながら子爵は荷造の事にも中々明かであつた、記者は異實子爵の高能に驚かされて仕舞つた▲其後數年を過ぎて子爵は大藏大臣になつた、記者は大藏省から破格の命を帶びて海外特に南米貿易の視察に派遣さるゝことになつた、時は三十七年の二月初旬、仁川沖の海戰が始まつて宣戰の布告が紀元節に公にされると云ふ間際であつた、愈開戰となれば海外派遣員などは中止するのが其筋の例だ、併し曾禰大藏大臣はナニ構ふものか戰爭は戰爭商賣は商賣だ、誰れが何と云はふと意に介するには及ばぬ、行く者は行けと例の大膽を示して二月の七日を以て記者等を出發しめた▲星移り物換り子爵が副統監となつて京城に來られた、記者は半島の爲めに賀した、何んとなれば半島の產業が子爵の盡力に依つて盛んになると信じたからだ、或る時子爵記者に向かつて曰く、余の產業政策を知らんとせば中央新聞の一千記念號に載せた余の意見を見るべしと、記者は早速東京から中央の記念號を取寄せて一讀に及んだ、ソウして其意見の半島に行ふに當つて適切ならざるべきを知つた▲曾禰前統監の產業政策、其他總ての施政は記者の理想に反するものであつた、竊らく子爵老ひたりと、記者は曾て自身の子爵の高能に驚きたる事實を想起して悔ゆることゝなつた▲或時東洋火災保險會社の問題が持上がつた、記者は此問題の火元が時の小宮宮內府次官にあらずして曾禰前統監たることを知つた、依つて記者は統監府の役室に子爵を訪ひ僭越ながら諫爭した、子爵は何と思はれたか大に怒かられた、併し段々話が判つて後には君の樣な人ヶ間敷奴は朱安の天日製鹽場へ連れて行つて塵でヤブツてやると哄笑された▲記者は子爵が發病の當初に於て其不治なることを或醫士から聞いた仍つて或方法を以て子爵に其事を知らせた、併し老ひたる子爵には諫爭や病氣不治の通知は禁物であつた、夫れに周圍の人々が骨肉間者流であつた、爲に子爵と記者との間は意志の疏通を欠くことゝなつた▲記者はドウかなして子爵の在任中に合併の大事を決せしめたくあつた、ソレが爲に隨分亂暴な言論を以て子爵の鞭韃に勉めた、或時子爵は人を以て記者に逢たき由を申込まれた、記者は約束の日時を以て統監邸を訪ふた、石塚、小松の兩參與官が應接間に居つた、取次者曰く閣下は本日御面會が出來ぬと▲數日の後佐竹秘書官から統監がイツでも逢ふから來て呉れと電話があつた記者はイツでも逢ふなぞと日時を定めぬ非公的會見は御免を蒙ると斷つてトウトウ行かなかつた▲其後子爵は病氣重く內地へ歸られて片瀨の別莊に起臥されることゝなつた▲本年三月記者は故伊藤公の銅像建設に付子爵の意見を聞かんが爲に片瀨の別莊を訪ねた、病みホーケたる子爵は記者を引見し懇切に銅像談を爲されたのみに非ず、丁度起つて居つた顯川學徒の件に付き邦人官吏の對朝鮮人思想の誤れることをも諄々と語られた、子爵は病床に在つても常に半島の統治に意を注がれてあるのだ此事を知つた記者は形容枯槁せる統監の顏を見上ぐることが出來なかつた▲子爵曰く君今日は良く遠方の所を來て呉れた、此建增しの新座敷はドウ思ふか、之から片瀨名物を御馳走をするからユックリ遊んで呉れと、斯は是れ記者が極力反對した子爵から聞かされた最後の温言であつた▲恐ふに子爵はアノ病氣から癒ゑて再び京城に歸り所謂國策なるものを自ら遂行さるゝ積りであつた、世人稍もすれば前統監が合併に反對なりしなど云ふ、之れ大なる誤りであるのだ、子爵は雄志を抱きながら病氣の爲に遂に起つことを得なかつたのだ、嗚呼片瀨の松林其主を失ふ、自今誰か子爵に代て松風に吟ずるものぞあるべき、英魂一度逝て歸らず哀哉。

▲仁川米豆取引所▼

▲後場(十六日)　十一月一節八圓[illegible]節八十二錢一錢八十錢七十九錢△三節八一錢一錢八十錢七十九錢▲一方出來高一千八百五十石

▲大阪期米電報▼

▲前場　九月止十四圓二十三錢△十月止[illegible]
▲後場(十六日)　九月限寄十四錢四十三錢止三十九錢△十月限寄六十四錢止六十一錢▲十一月限寄七十九錢止同上

●功勞者行賞と兩班

併合後朝鮮人の功勞者に行賞をなす筈なり其發表期日に就ても現角の噂あるが聞くが如くんば右は元より事實に相違なきも新官制發布後ならでは其期日判明せず又兩班に對する處置も前回同樣を免れざるべしと云ふ

●新設各道廳の位置

道廳所在地は目下の觀察道を以て位置し他に變更せらるゝもの等は無く又道廳所在地の理事廳は當然廢合せらるゝ筈なるが其他に於ける理事廳は財務監督局稅務署其他の官廳と併合して特別なる官廳を設置せらるゝに至るべしと

●大極宗孔子教連絡

協生園の組織せる大極宗及孔子教は其根源を同ふせるに拘はらず二派に別れ居る爲め往々目的の貫徹を來たし世人をして歸向する處を惑はしめたりしが今後孔子教は李完用氏により大極宗は李容稙氏により指導せられ以て相互の連絡を保する事となれりと云ふ

●國有地小作料免除

本年秋期收納す可き地稅の納入に對して減免の恩典に浴する者は土地所有者を以て原則とすれども度支部所管の國有地の小作人にも特別の詮議を以て小作料中に含有せる地稅相當額の十分の一を免除することに決定したる由なるが其額凡そ三萬五千圓ありて右小作人は孰れも感泣し居れりと云ふ

▲仁川米豆取引所▼ [illegible]

▲大阪期米電報▼ [illegible]

花柳界の革命（三）

▽山縣副統監の禪寺生活

花柳界の策士どもが多大の希望を繫けて待ちに待ちたる寺內統監は七月二十三日先づ仁川へ上陸せられた、而して其隨ひ來られた人々は何れも [illegible] つた形であつた、と云ふのは彼の伊藤公が來らるゝ時分には何日も其の隨行者は [illegible] せく來たのである、曾禰さんの時も略似た者で [illegible] 京城中の藝妓と云ふ藝妓は總出で仁川へ出迎へたのだ、又仁川では仁川で此の兩者が上陸せらるゝと舟勞を貶く意味を以て [illegible]

副統監

副統監が七月四日先導號で仁川に着かれると云ふ事が [illegible] 例に依りて例の如く官吏や有志家や藝妓の悉くは仁川まで出迎の心組みで一切の準備を整へて居つた、然る所誰云ふとなく山縣さんは藝妓が嫌ひだ [illegible] ると却て不愉快を感ぜられると云ふ評判が立つた、何にしろ嫌ひも嫌ひ面を見るのも癪に障ると云ふ [illegible]

代表者

[illegible] 切目と與に、京城の花柳界とは其代表者の出迎を受けなかつた [illegible] 生活を創められたのである。

漢城病院の改革

▼安東院長の英斷

當地漢城病院は現院長安藤氏が民團より病院として世間より評判頗る [illegible]

本間健兒の不品行

[illegible] 本間健兒と云ふは福岡大學出の醫學士にして相當の技倆は有するも性來の不品行にて其他の料理店を荒し [illegible] 價を作りし迄は宜けれど [illegible]

入院患者を夜襲す

[illegible] れば特別の親切を盡し [illegible] 患者の如きは [illegible] 容貌佳きものは婦にて [illegible] 誠に以て危險千万なる人物を婦人科主任の不利益のみならず [illegible] 院長に向ひ [illegible]

小林外科部長解雇

[illegible] 一時に解雇し茲に [illegible] 小林外科部長 [illegible] たり尙は同院に先頭の良國手として歡迎せられ [illegible]

娼妓上の橫領罪

▽小間物代踏倒し女郎後聞

本年六月八日迄新町遊廓月樓にて娼妓と呼ばれた [illegible] 代踏倒し女郎後聞の [illegible] 橫領罪 [illegible] 職女郎と呼ばれた常陸相澤ゆく（二〇）が去る三百五十圓にて落籍され其 [illegible]

業の當時新町女郎相手の小間物屋遠山兄弟商會に小間物代八十余圓を支拂はざりし爲め問着を起し某辯護人と關係ある谷川鎌次郞が嘗て継父母の間柄なるより權利義務の一群を演じたるは當時の紙上に小間物屋と女郎と題し報導せし通りなるが嘗は其後本町三丁目辻屋支店雇人監督菊池某と同樣せしが嘗と谷川との間に種々なる魂膽ありしと居られぬ事情となり主人の受け惡るく菊地は辻屋にかに居られぬ事情となり岡家を出で目下行衞不明なるが其の後嘗は和服仕立業の看板を掛け怪しかる職業を兼業とし他人より仕立の依賴を受けたる品物を他人に賣却し或は入質するなど不法の行爲を逞ふし被害者より八ヶ間敷云へば谷川が某辯護人事務員を肩に權利義務を主張するより被害者は等閑に付し居る事屢々なる事西部署刑事の探知する所となり其の犯罪搜査に着手したるに證據充分なるより取調の結果一件書類は十六日檢事局に送られしが訴訟代理人岩本英夫氏より內輪にて解決する樣專行に行かぬとて拒絕せし由なるが尙ほ三三回西部署に申出たるも警察の獨斷にて拒絕せし由なるが尙ほ本件に付ては他に探知し居るも事據審に屬するを以て後日詳報する所ある可し

電信配達夫と言語

▽モ少し叮嚀でも損はない

元來郵便電信の配達夫——就中電信配達夫は時間に制限さるゝこと甚だしきものから勢ひ公衆に應接する際言語動作とも頗る不叮嚀に陷ることは世人も之れを諒とし強て不快の感を排し居るも時々世人の耐忍せるを善きことにし好んで橫着至極に振舞ふ者がある、其の一例を擧げると十六日の午前九時頃であつたケージョーリウザンシンホウシャとある電報を本社工場員に示して「此れは此所ですか」と云つた工場員は「然うですね此所とは違ひませう」と答へた「ソンナラ早く與れ玉へ」と云つた此所でないと斷つた電信を誰れが取りつ切りにするものがあるか他人にモノを尋ねて「違ひませう」と云はれたからとて「ソンナラ早く來れ玉へ」と壓迫じみた言語を發する奴があるか、局長の訓戒を希望する

溝渠修築工夫の不法

▽果して事實なりや

目下太平町附近の溝渠工事に從事せる監督及人夫等が官衙を肩に着て人民に暴言を吐き不法行爲を逞 することありとて太平町住民より本紙に依りて漢城府事務官に對し公開狀を寄せたるは讀者既知の如くなるが何故彼等は人家の前に大なる石材を置きある場合即時

河童の伊三サン

「伊三サン」とは幼な馴染が鄕の萩で呼んでたこと、其の「伊三サン」とは元帥山縣有朋公の嗣子で現任朝鮮副統監山縣伊三郞氏である「伊三サン」は萩の今津家に產れ父を彙亮と呼び母を壽と云つたが、幼にして父母に別れ今津家の斷絕するや三歲にして山縣家の養子と成つた「伊三サン」明治六年志を立て鄕關を出でゝ大坂開成學校に入つた、十五歲の時品川彌次郞氏の庇護する所となつて獨逸に留學し、新智識を磨くこと八年にして東都の地に歸つたのである、「伊三サン」は幼にして水泳に熟達して居た、爲めに腕白仲間では陸に負けた川に勝つて隨分面白い喧嘩に花を咲かせたことが再三あつたうだ、「伊三サン」は河童の兄弟分丈けに釣狂だとも云はれて居る、だから時折もなかく の嗜好で親族間では釣魚垂釣に歸らるゝ事もあつたうだ、々紅塵萬丈の帝都より閑靜なる萩へ垂釣に歸らるゝ事もあつたうだ、が好きこそ物の上手なれの古諺の裏で好きでありながら一向獲物が無く何時もハゼかフナかゝ二三疋に過ぎないとは鳥渡愛嬌である「伊三サン」茲に不思議なは副統監となつて渡韓の砌一日の閑を偸んで歸萩早々釣魚を試みた所が不思議とも奇怪とも忽ちにして數十疋のボラを捕獲するとが出來た、此の空前にして而して絕後の光榮に浴した「伊三サン」得意滿面で「サイ先がよい子」と豐頰に笑をたゝへて渡來されたのだ相であるとは決してボラでは御座らぬ

李在明上告棄却

▽附其の死刑執行期

兇漢李在明外七名は第一審裁判に不服控訴せしも理由なしとして控訴棄却され連類者の一部は第二審迄にて服役せし者ありしが李在明外五名は高等法院に上告したるも內四名は上告を取下げ服役し李在明及金秉鉉の二名のみ上告審の判決を待ちつゝありし事件は渡邊

筆助拍子の情夫

▽山陽亭の酌婦を誘拐

京城旭町一丁目山陽亭の抱藝妓起立たか（三た）は一昨十五日午前十時頃洗濯屋へ行くとて外出せしまゝ仁川へ行きし形跡あるより取押方願出たるは昨日午後五時頃前記たかさ若い男と連れ立ち仁川仲町を通行するを取押へ取調べたるに男は群山にて鶴屋と云ふ宿屋を營み居る中島久雄（三）と云ふものにて一昨日京城へ行き前記山陽亭へ登り同人を口車に乘せ仁川へ逃走したるものなるがたかは京城へ歸るを嫌だと云ひしも懇々說諭の上樓主へ引渡したり尙久雄は仁川にても度々遊蕩し現に淺岡の筆助の情夫なりとか

大極宗孔子敎連絡

● 今後孔子敎は李完用氏により大極宗は李容植氏によりて指導せられ以て相互の連絡を保する事となれりと云ふ

●國有地小作料免除

本年秋期收納す可き地稅の納入に對して減免の恩典に浴する者は土地所有者を以て原則とすれども國有地の小作人にも特別の作料中に於て合計せる免租額の一を免除することに決定したるが其額凡そ五萬五千圓あり之は孰れも政府に於て定め居れりと

石工の無錢酒食

長崎縣人當時龍山榮町二丁目五十二番地石工職濱田政太郞（三十）は十五日午後三時頃仁川支那町一丁目飲食店小橋まさ方にて種々酒肴を命じ二圓六十錢の勘定に僅か三錢より所持せず同店よりの訴によ り警官出張調金方に付き取調べたるも更に要領を得ざるより本署へ引致す

朝鮮人窃盜二件

米倉町住金聖順（三十）は七日午後八時頃北米倉町柴田壽孝方に忍入り夏服一着（代九圓五十錢）を窃取し又西大門外冷洞八十統擔夫金成雲は十三日午後一時相生町藤井爲藏方に忍入り敷布一枚（代八十錢）を窃取したること何れも發覺し南部署に引致取調の末檢事局に送らる

牛列車を遮る

十五日午後四時半頃開城發貨物列車が汗浦南川間を運轉中附近に居合せたる牛二頭列車の進行音響に驚き前途の線內に飛込み來りたる爲め不止得急速停止し線路外に追出し出發したり

酒に呑れた車夫

神奈川縣橫濱市本牧町千七百七十一番地當時本町六丁目藥地組人力車夫彙子元敬（二九）は豫てより酒癖惡く同業者中の厄介者なるが十五日午後十一時二十分頃酩酊の上藥地組隣朝鮮人人力車駐車場に酩酊して亂入し車夫李聖天（四五）に對し理由なく喧嘩を吹き掛け小刀を以て李聖天の左手に斬付け輕傷を負せ猶も其他通行人に對し亂暴を働かんとしたるを警官に認められ南部署に引致目下取調中

少年の板場稼ぎ

去る六日仁川宮町三丁目カルヽス湯にて竹內又次郞か十三圓餘を窃取せられた事は既報の通りなるが昨夜も宮町二丁目立花平吉か入浴中三圓餘を窃取せられたるに必ず同一人との見込にて探索の結果同時に入浴し居たる香川縣綾歌郡生佐々本審（十五）と云ふ小僧の擧動不審なるより引致取調へたるに委細自白したれども尙餘罪ある見込にて取調中

硝子專門の窃盜

龍山漢江通り四丁目六十六番戶雜貨商上田爲吉方より去る十一日午後三時頃より十五日に至る間に於て同人所有の空家同丁百番戶附屬の雨戶及中戶の硝子及雨樋を窃取せられたる旨憲兵隊へ屆け出でたり近頃は朝鮮の盆に近づき窃盜の多くなる期節とか云へば貸家持ちの方々充分注意すべきなり

油斷したも惡い

十五日午前十一時頃仁川新町三丁目米商古屋萬吉方の丁稚古賀吾作（二十）は各國墓地附近

龍山電話議

シタ 姓名在社

●淨土宗開敎院

明治町の同院にては十七、十八の兩日例の如く青年會講演及び少年會あり演題左の如し

十七日（佛敎倫理　水谷開敎使 後八時（宗敎と實業　滴谷禿堂君

十八日（午前九時　少年敎會 （午後八時　普通敎會

●曹洞宗別院

若草町曹洞宗別院に右には開敎使の修養に關する法話あり

ては十七日午後二時並に同七時より說敎あり尙十八日の日曜には午前九時より般若經の提唱午後七時より說敎あり

目と耳

▲壽座

今様能樂十七日代番組如左 鞍馬天狗（泉房、水野益雄、大高一郞洗、泉房、森岡義三、大高一郞、瀨尾平石田熊吉、瀨尾平也、守田信光）草紙也、守田信光）鉢木（泉房、森岡義三大高一郞、瀨尾平也、守田信光）羅生門（森岡義三、泉祐三郞、大高一郞、石田熊吉、瀨尾平也、守田信光）（狂言）喜樂煉、伯養、三十日囃子、角水聟（附祝言

▲歌舞伎座

合同劇十七日代番組御祝儀「寶之入船」一場「求婚廣告」三場「拔け雀」一場「ラブレース」三場大切「ちようちん行列」一場

▲浪花館

伯馬一座十七日代番組無筆同士（金平）指寫し絵獅の舞（金遊齋）常盤津並に浮世ぶし小つま）磯あは（市馬）小言幸兵衛（金勝）音曲手踊りステ、コ（金登喜）人情噺前夜

●今日の運勢

●九月十七日　舊八月十三日　●三碧友引乙酉　建△一白

起業開店及金融の業務に吉婚談貸借効なし△二黑間違多き日とす又負傷及

の續き（花園遊）曲輪の仇畑ち（猿次郞）尺八の曲彈太夫合奏（花空）鐘嶺丸（金馬）大切新作狂劇番き籤き

衛生に留意すべし新事旅行見合せの事△三碧旅行婚談起業開店團體結社に忌む家族家庭上の事煩累多し△四綠交際上禮を失ふ事あり猶紛擾諍論避くべし△五黃賣買貸借取引に見込外れあらん建築勸士に吉新事手控の事△六白起業開店旅行轉住に忌む何は謹愼を守り疑答に遭ふ勿れ△七赤見合せたるべし勤務の事斥くべし建築農業に吉△八白徒勞に歸し易し殊に金談婚談貸借及不動產上の事見込なし△九紫顯進の日大抵吉起業開店披露旅行婚談に妙

●天氣豫報（自十六日午後六時 至十七日午後六時）（本町五丁目三一館判斷）

北風晴

十五日（華氏）最高溫度 七七、九 最低溫度 五〇、七

